

1 危険物施設に設置する消防用設備等の工事に着手する場合は、10日前までにその種類、工事場所を消防長に届出なければならない。また、設置又は変更許可申請と同時に提出しても差し支えない。

ただし、当該工事が「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」(H9.12.5 消防予第192号通知)の第1別紙2(軽微な工事の範囲)に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、着工届を要しないことができるものとする。(★)

2 工事整備対象設備等着工届に添付する「当該工事に係る設計に関する図書」とは、次のとおりとする。

(H5.10.26 消防予第285号・消防危第81号通知、H10.8.4 消防予第125号・消防危第72号通知、H11.9.24 消防危第86号通知、H16.9.14 消防予第167号・消防危第102号通知)

(1) 施行令第33条の18に規定する工事整備対象設備等着工届出書

(2) 防火対象物又は製造所等の概要表

(3) 各消防用設備概要表

なお、製造所等に設置される消防用設備等に係る着工の届出については、製造所等の設置又は変更の許可申請において、すでに付近見取図、平面図、断面図、立面図、配管系統図、配線系統図及び展開図、計算書、設計図、使用機器図等の詳細設計図書が提出されている場合は、当該添付図書を着工届書に添付しないこととして差し支えない。

【消火設備 添付書類一覧表】

添付書類	添付書類の内容	屋内外 消火栓	粉末	ハロ ゲン	泡				
付近見取図	製造所等の所在地付近の略図。ただし、敷地が大きい場合は、敷地内の建物配置図も添付する。	○	○	○	○				
防火対象物又は 製造所等の概要表	指定様式による。	○	○	○	○				
消火設備の概要表	指定様式による。	○	○	○	○				
平面図	次に掲げる事項を明記する。 ・消火設備の設置に係る階の防火区画 ・各室ごとの用途等を明記したもの ・消火設備の機器等の配置 ・配管状況等	○	○	○	○				
断面図	消火設備の設置に係る階の断面を明記する。	○	○	○	○				
配管系統図	消火設備の構成、配管の経路、口径などを系統的に明記したもの。	○	○	○	○				
配線系統図及び 展開図	配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記したもの。	○	○	○	○				
計算書	次に掲げる事項を明記したもので、算出に用いる各種系統の根拠を明記したもの。	/							
	・所要の水量の算出方法					○	—	—	—
	・加圧送水装置の算出方法					○	—	—	○
	・消火薬剤量等の算出方法					○	○	○	○
	・配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む噴射ヘッド噴口面積等の算出方法					○	○	○	○
	・非常電源の容量の算出方法					○	○	○	○
	・電動機等の所要容量の算出方法					○	—	—	—
・加圧ガス容器等の算出方法	○	—	○	○					
避圧・排出装置の 設備図	避圧・排出用ダクトの設備図及び避圧口面積、排出回数 の計算書	—	—	○	—				
使用機器図	加圧送水装置、貯蔵容器、噴射ヘッド、弁、警報装置等に使用されている機器（検定品を除く。）及び非常電源に係る機器の詳細を明記したもの。	○	○	○	○				